

(資料 2)

大和川上流部流域治水部会規約（案）

大和川上流部流域治水部会規約(変更案)

(設置)

第1条 大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第3条第4項に基づき「大和川上流部流域治水部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大和川上流部において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を部会に求めることができる。

(部会の実施事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 大和川上流部で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、

部会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年7月15日から施行する。

本規約は、令和4年3月●●日から施行する。

奈良県県土マネジメント部長

奈良県奈良土木事務所長

奈良県郡山土木事務所長

奈良県高田土木事務所長

奈良県中和土木事務所長

奈良県吉野土木事務所長

奈良市長

大和高田市長

大和郡山市長

天理市長

橿原市長

桜井市長

御所市長

生駒市長

香芝市長

葛城市長

平群町長

三郷町長

斑鳩町長

安堵町長

川西町長

三宅町長

田原本町長

高取町長

明日香村長

上牧町長

王寺町長

広陵町長

河合町長

大淀町長

近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長